

令和2年度信玄公生誕500年記念事業
信玄公生誕500年記念映像コンテンツ制作等業務委託仕様書

本仕様書は、信玄公生誕500年記念事業実行委員会（以下「甲」という。）が発注する「信玄公生誕500年記念映像コンテンツ制作等業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

信玄公生誕500年記念映像コンテンツ制作等業務

2 業務期間

契約締結日から令和3年1月29日（金）まで

3 業務概要

- (1) 信玄公及び武田家ゆかりの史跡やお祭り等の映像及び写真の撮影
- (2) 映像コンテンツの制作

4 業務内容

- (1) 信玄公及び武田家ゆかりの史跡やお祭り等の映像及び写真の撮影
 - ・撮影する関連史跡等の箇所選定については、甲と協議して定めるものとする。
 - ・関連史跡やお祭り等の魅力が十分感じられるものとする。
 - ・写真については、ホームページやイベント等で活用できる写真を撮影するものとする。
 - ・乙は、撮影を行う専門家について、甲と協議のうえ選定することとする。
 - ・乙は、乙の費用と責任で、関連史跡等の撮影にあたって必要となる交渉、取材等を行うものとする。
- (2) 映像コンテンツの制作
 - ・映像の柱として、信玄公についての生涯や人物像、功績のほか、武田家ゆかりの史跡やお祭り等を織り込み、よりわかりやすく、魅力が十分伝わる内容とすること。なお、映像の制作に際しては、乙自身が持つ映像等を使用するなど、乙は甲と十分協議しながら進めること。
 - ・映像コンテンツには、撮影地域や撮影箇所がわかるような対応をとること。
 - ・甲及び甲の構成員が実施するプロモーション活動などの各広報活動、各ウェブサイトやYouTube等での放映など、利用目的に沿った放映時間を考慮すること。放映時間については、キックオフイベント等の各種イベントや各広報活動で利用する映像コンテンツ（完全版）は概ね10分から15分程度（1本）、各ウェブサイトやYouTubeで利用する映像コンテンツ（ダイジェスト版）は3分程度（2本）を目

安とするが、乙は、甲と協議して定めるものとする。

- ・映像コンテンツの完全版とダイジェスト版2本のうち1本については、乙の提案を踏まえ制作することとする。ダイジェスト版1本については、乙は甲と協議のうえ、制作することとする。
- ・映像コンテンツの字幕は、日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）をそれぞれ制作するものとする。
- ・映像コンテンツには、別途甲が公募し、決定したロゴマークを挿入する。

5 成果品について

成果品は、一般的なDVDプレイヤーやパソコン（Windows Media Player）等での再生や、各ウェブサイトやYouTube等での放映など、利用目的に応じた保存媒体で納品するものとする。

（1）成果品

- ① 映像コンテンツの再生用DVD 70組
 - ・画質については甲と協議して定める。
 - ・DVD再生時に、メニュー画面から映像が選択できるものとする。
- ② 映像コンテンツ（MP4形式）を保存したDVD 10組
 - ・画質については甲と協議して定める。
 - ・フォルダやカテゴリ分けなど、わかりやすい保存分類とすることとし、保存分類方法については、甲と協議して定めるものとする。
- ③ マスターデータ 1組
 - ・マスターデータとは、業務の中で撮影した全ての構成文化財等の映像及び写真（映像コンテンツ制作に使用していないものも含む）の一切をいう。
 - ・保存するデータ形式は、映像及び写真について、甲が自由に使用できるものとし、甲と協議して定める。
 - ・画質はフルHD以上とする。
 - ・フォルダやカテゴリ分けなど、わかりやすい保存分類とすることとし、保存分類方法については、甲と協議して定めるものとする。

（2）納品場所・納品期限

○ 納品場所

乙は、納品場所について甲と協議の上、指定場所に納品する。

○ 納品期限

納品期限 令和3年1月29日（金）

ただし、マスターデータについては、乙は、甲の要請に応じ、甲が必要とする史跡等のマスターデータについて、甲が必要とする時期に提供するものとし、その場合のデータの提供方法については、甲と協議して定める。

6 著作権等

- ・ 成果品（映像コンテンツ及びマスターデータ）に係る著作権その他一切の権利に関しては、乙が権利関係を整理し、甲が自由に使用できる状態としたうえで、成果品の納品をもって乙から甲に移転するものとする。また、甲の要請に応じて甲が必要とする時期に乙が提供するマスターデータの一部についても同様の扱いとする。
- ・ 映像コンテンツの制作にあたり、乙自身があつ映像等の使用は認めるものとするが、その場合、甲は委託料とは別に使用料等を支払わない。

7 その他

- ・ 乙は、甲と十分に協議を行いながら全体の業務を進めることとする。
- ・ その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、甲と乙とで協議し、決定するものとする。